

# 漫

# 録

## 土木のことを帝國議會に聽く

### 路政僧

附けただけで、耳を傾けるやうなことは無かつた。

政黨政治の排撃、ファッショニ思潮の擾頭等々と、聊と  
もすれば政治思想が動搖するのか知らと、思はしむる空氣  
の裡に開かれた第六十五帝國議會、殊に内閣が政界の草正  
を聲明してゐた位だから、此度の議會こそは我國政治史に  
貽さるべき何物かを得るであらうと想像して、眞面目に議  
會通ひをした、首相の施政演説や藏相の財政演説も、いつ  
ものやうに誰かの書記官が書いたのを読み上げるだけでは  
無くて、尠しは非常時内閣らしい意見を表明するだらうと  
緊張せしめたが、矢張り前議會に於て言つたことに尾崎を



次 床 次 竹

同黨を代表して現内閣禮讃  
の演説をやつた、曰く現内  
閣成立以來一年有半、其の  
間の成績を見ると種々論議  
の餘地はあるが、幾多の難問續出の間に立つて大體に無難  
に経過したことに深甚の敬意を表し、又財政經濟の方面に  
於ても急激な國費の膨脹あるにも拘はらず、依然として



財界の信用を維持し、民間經濟の動搖を來たさず、寧ろ各方面に亘つて稍安定の情勢を見るに至つたのは、高橋藏相の努力である、高齢病軀を顧みず巍然として内外多事の衝に立つた藏相の誠忠を多とすると、宛然政友會内閣のやうな氣がする讀辭を呈した。否な藏相だけに對してお禮を言つたやうな心地がする。

私の聽かんとするところは、氏の議會政治論であつた。彼は我國に於ける議會政治が藩閥官僚と戰ながらも其の初志を貫徹し、國家の異常な躍進に貢献して來たのであるが、知らず識らずの間に政黨精神に弛緩を生し、延て議會政治にも弊害を生じて來た、時恰も非常時局に際し政黨政治に非難が加へられ、議會政治の前途不安を感じるに至つたが、議會政治は永い間の政治の經驗の結果から觀て比較的缺點の少い政治機構であつて、畏くも明治大帝の欽定し給へる千載不磨の憲法に定められた制度であるから飽迄も之を擁護する必要があると斷じ、議會政治である以上は政黨の存在は自然の勢であつて、政黨排撃の聲は當つてゐな

い。併し弊は固より矯めなければならぬから政黨自身更生の途を探り、政黨は大同團結して舉國一致國難に當る必要があると言つてゐる。

斎藤首相と雖も之に反対する理由はない、其の通りにやらなければならぬ、と言つてゐる。床次氏の演説に對しては政友會の内にも反対がある筈だ、政黨の大同團結をやらうと言ふことは、各政黨が各持する主義政策を放棄して白紙に還り團結しようと言ふのであれば、國內一黨主義ともなる、若し夫れでなければ異なる主義政策を持ちながら團結することは蓋し不可能事であらう。又若し大同團結して後繼續内閣を組織することに在れば、夫れは餘りにも虫が良すぎる、何となれば政黨の積弊を矯めないで唯だ口で言つたゞけで内閣を組織せむとするからである。夫れよりは各政黨が一致して排政黨思想を撲滅するの意氣を以て此議會で策動することを主張した方が餘程既成政黨の爲になつたゞらうと思はれた。

高橋藏相は、例に依つて昭和九年度豫算の綱要を説明し

て、我國財政經濟の既往と將來とに言及して藏相の抱負を述べたが、其の内時局匡救に關する豫算に就てはコ一説明してゐる、即ち既定の方針に基き前年度額より相當減額の上計上することとした、其の金額は一般會計に於て、前年

度既に本年度分を豫定したる額四千五百三十萬餘圓新規増加額七千九百四十餘萬圓、計一億二千四百七十餘萬圓であつて、之に伴ひ地方團體等に於て負擔する經費は七千六百三十萬餘圓である、大體内地に於ける九年度の時局匡救に關する中央及地方の經費總額は二億百餘萬圓に上る計算である、尙右の外兵備改善に關する經費等の内、時局匡救に資する經費と看做し得べきものは、陸海軍を通じ二億七千二百七十餘萬圓であると言つた。

今回の議會は矢張り前議會と同じやうに、時局匡救事業に重點を置かなければならぬのは當然であつて、此説明如何は議會の空氣を左右する導火線とも爲るのであるが、藏相は前議會で九年度の匡救費は其の時の事情に依つて増減すると聲明しながら、今は夫れを既定の方針で減額したと

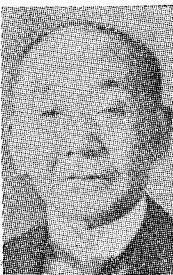
言つたのは、著しく筆者等の耳を歎てしめた。又陸海軍兵備改善に要する經費が、時局匡救に役立つかも知らないが農村救濟に役立つとは考へられない、夫れで各政黨は農村の振興を目標にして一齊に之を攻撃する。



東武君は農村振興策を論じ、農村生活を救濟するが爲には、米價と蠶糸問題と君の解決することが最大な要務であるのに、時局匡救の費用として昨年も二億圓程度の金を出し、本年度も八千萬圓か一億圓の費用を出すが、併し之はカンフル注射で、道路を造り道路に砂利を敷くとか橋を造ると言ふことは、假令夫れが相當の効果があつても、之をやめてしまへば又元の黙阿彌に爲つてしまふではないか、全國五百萬の農家一万六千の農村は、豫算の上で此僅かな金でさへ貰ふことは出来ない、時局匡救の事業でも七年から三箇年計畫でやつてゐて、或は下水排水事業などもやるが、一年二年とやつ

ても——九年度で完成するものがある、七分通りは出来たが三分残つてゐる、三分出来なければ全部を使ふことが出来ないと言ふものが各地にある、斯ふ言ふものに對する僅の豫算を打切ることは思想上に重大な影響を及すことに爲ると、之に對する所見を質すと後藤農相は、米穀統制法の成績やらを述べて、匡救事業に對する跡始末は調査攻究中だと、答辯したが、夫れで納るものではない。

## 町田忠治君も亦農村問題



町田忠治君

の解決は現内閣の使命である、匡救事業を起してより一年半、農村の實情は多少

焦眉の急は救はれたかの感

はあるが、尙疲弊窮乏の根本的原因は依然として除かれてゐない、此際根本万針を樹つると共に尙幾多の緊急施設を要する。然るに明年度豫算を通觀すると、農村に對する施設は尙等閑に附せられてゐる、一昨年以來政府の農村に對する意氣込は殆ど銷沈し去つたかの感がある、政府は内政

會議を設けて審議したそうであるが、夫れは理想案に過ぎない、現實の窮乏を如何にして救濟するかと、之も亦追及急であるが、農相は東君に與へたと同じやうな答辯を繰返すだけである。



大口喜六君

大口喜六君は前途に於ける我國の財政を心配し、海軍が作つた豫算には九年度以降の支出額が決定され

てをるのに我々には夫れを示さない。内務省所管の土木事業の如きにしても矢張り同様である、是では到底將來に對する國家の財政計畫は樹てられない夫れを政府は何と考へてゐるか、其年暮しの豫算では前途を憂ふる、と各省豫算分捕の爲に一定の方針が無いと力説すれば、高橋藏相は夫れを肯定して、其のことは今との内閣に始まつたことではない、山本伯の第一次内閣のときは藏相をしたが、今も其の時代と少しも變つてはいない、夫れであるから自分は、豫算を編制するに方つては、

先づ各省大臣が國務大臣として内閣に集り、閣議に於て各省は新年度に於て斯様な新事業をやらねばならぬ。是迄の

仕事は要らなく爲つた、斯う改める必要があると言ふ意見を提出し、大藏大臣は新年度の國力は是だけであるから此範圍に於て賄はねばならぬと、各自腹藏のない意見を述べて、豫算編制の大方針を極める、各大臣は省へ戻つて此方針に依つて豫算を編制せよと事務官に命すれば、政府の政策は一貫して豫算の分捕はなくなる、と考へてゐたのである。犬養内閣のときにも其の意見を持出したが、夫れは無理であつたことが判つた。各省大臣が任命されたとき、任命された人も世の中の人も、彼が此處に据つたならば彼は

其の方面に於ける重鎮である、國民の信頼する人で其の人が事に堪能で、事務にも仕事にも見識ある抱負があつて、直ぐに局長以下を指圖して自分の方針計畫に依つて仕事をさせる技術のある人ならば、私の意見が行はれるのであるが、不幸にしてそう言ふ人が居ないから詰り!自分の意見一つで省内の仕事を決定して行くだけの大臣が居ないから、

豫算の分捕を罷めることが出来ない、と各省大臣の顔を眺めながら答辯した。

其の態度は總理の格であつて人を喰つた答辯であるが、豫算分捕制の根據を説明するに就て一つの理窟である、併しながら我國の財政力を説明する藏相が、モー是れだけしか財源が無いと言ひながら、後から一億圓位を捻出するやうなことをするから、各省大臣が豫算を強請するのも亦一つの方法とも爲る、此ことを今の内閣だけに責めた大口さんの主張は無理であるにしても、毎年のことだから一定の方針を樹て、貰ひたいものだ。

尙、大口さんは、時局匡救事業費の減額されたことを嘆じて、九年度豫算に於て軍事費が著しく膨脹し、而かも一方に於て時局匡救費竝に産業關係の經費が一大削減を加へられてゐるが、是が實施さるゝ暁を考へると、一面に於て軍需工業の旺盛を齎らすべき傾向が起り、夫れと同時に他面に於て、一般農民は勿論、其の他地方民に對する政府よりの補給と言ふものは、大分削減される譯であつて、農民に

對する政策を立てなければ窮乏を救濟することが出來ない。詰め寄ると齊藤首相は、九年度に於ては相當匡救費を減すと言ふことは豫てからの豫定に爲つてゐる、夫れが減じて他の費用に向いたと言ふことは不思議ではない、と答へてはゐるが、そう簡短に片附ける問題ではない。軍需工業に依る利得は専ら産業資本家の手に收められ、尠しも農村を潤さないことは明かであるのに、時局匡救とは言

へ夫れの動機は救農にあつたことを忘れて、軍需工業の旺盛に依つて百姓が助かるとは、首相一人だけ合點が行くであらうが、國民の一般には承服することは出來ない。

夫れであるから、豫算案決定の際にも、小川郷太郎君が此點を責めて、兵備改善費中時局匡救に資すべき経費は、多少中小商工業には影響あるかも判らないが、農民には餘計に及ばない、故に此豫算を實行するに方つては、大資本家に暴利を博せしむることを戒め、特に單價計算の如きは厳格に處理することを要すと言ひ、杉山元治郎君も亦其の趣旨に賛成し、無産大衆に何等效果のない事業を、時局匡

救に資すべき経費と言ふだけでも、豫算を否決する理由と爲ると言はしめた位である。



高橋是清  
君は時局匡救土木費の爲に  
政府は三箇年を通じて六億圓を支出すると聲明した、併し時局匡救費に兵備改善費と言ふものを入れると六億圓以上になるのであるが、兵備改善費を時局匡救費と見ることが間違である、地方の状況を見ると、内務省所管の道路に於ても、町村道路に於ても、府県道に於ても、農林省所管の問題に於ても、三年の積りでやつて其の経費は足らないで、途中で打切るやうに聞いてゐるが、此金で全部其の目的を達するやうに實行が出来ると思つてゐるのかと質すと、高橋藏相は、時局匡救費は七八九の三箇年を通じて大體國費六億であると聲明した。

今夫れがド一爲つて居るかと言へば、九年度迄に五億百萬

圓に爲つてゐて未だ一億位の餘裕があるやうである、時局匡救費は成るべく餘計に出したいのであるが、此外陸海軍の軍事費の中で時局匡救に資するものと認むる經費が約三億あるから之を集めると九億六千萬圓に爲る、固より財政が許すならば出来るだけ匡救費を出して地方民の困難を救

ひたいが、財政の状態で赤字公債を發行してゐるが、時世の推移の爲に思はない支出が増して來た關係から是れ以上出すことは出來なかつた、併し實際は必ず三ヶ年で一つの仕事が終ると言ふやうな計畫だけに限られて居なかつたことも聞いて居るが、大藏省としては途中で打切つても不都合なことを生ずるとは思はないと言つてゐる。

成る程大藏省だけの立場からすれば、其の通りであるかも判らないが、國庫財政だけを主管してゐる大藏省ではない、事業打切の爲に折角投資したものが何等の效果を挙げないので――言はず役に立たないで荒廢の儘捨てられてゐることは、是れ程國家の爲に不得策なことは無い、大藏省の屬僚だけの見地ならば、内務や農林が左様な繼續的な仕事

をやらさしたのだから、其の方で跡始末をすれば可いと言ひ得やうが、高橋さんともある人の答辯としては、餘り感心することが出来ない、併し政友會を代表して入閣してゐる大臣なるの故を以て、是れ以上追及することなしで、昭和九年度豫算は豫算委員會に廻された。



豫算委員會でも、時局匡救事業費の減額に就て矢張り本會議と同じやうな議論が戰はされるのであつた、  
砂田重政君は、例の莊重な

言葉で夫れを追及するのである、九年度の時局匡救費は前年度に比し一億圓以上削減されてゐるが、此事業は三ヶ年にして亘つて執行することは地方長官にも言明され、地方に於ては有ゆる方面に努力して、或は紛糾の起る虞のあるものも、大體三ヶ年に片付けると言ふことに依つて部落の紛争を鎮めてやつて來た、地方を巡視すると地方長官も亦、若し此計畫が途中で倒れるやうなことがあれば、地方の情勢

は救濟すべからざる有様に陥る危険がある、一旦定めた以上は之をやつて貰はなければ地方長官の面目は丸潰れだと言つた、八年度に地方を巡つて見ると町村長が部落間の争を漸く宥め賤して紛糾なくやつて來た、若し中途にして廢止されたら容易ならざる状態に陥ると聞かされた、實際匡救事業の中には河川もあり道路の問題もあつて繼續費ではないが大體繼續して出来るものとの計畫の下に道路を半分造つて來年度の豫算の來るのを待つてゐるものが多い、夫れに是れだけ金が減じても地方には何等の不平もなく不安もない、更に紛糾の状態は救濟すべからざるものに陥ると内務大臣は考へないのであるか、と質した。

山本内相は之に對して、八年度事業のことばかりを例の調子でながくと述べた、慄を言へば尙多くの豫算を望むるのであるが、夫れを要求すると財政上容易ならぬ支障を生ずるので七年度にやつた程度でやれば非常な差支を來さない、此事業のお蔭で失業者も隨分減つたなどと答辯すると砂田君は地方に紛糾がないと言ふのか明かにして呉れと

詰め寄り、山本内相は先づ無い見込ぢやと答ると、餘り地方事情を知らない實情を調査されたいと勧告してゐる。併しながら調査を勧告して見たところで、砂田君の質問のやうな事實があればとて九年度に於ては下ーすることも出来ない、君が主張することは何人が見ても想像するに難くはないから、モー一步論調を進めて追加豫算を提出すべき決議までに漕ぎ附くれば、どれ程農民が喜んだであらうに其の舉に出ないところに一つの懶があるであらう。



川崎克君 八年度匡救事業費審議の場合に其の分配に方つて、小都會に於ける匡救事業は

何を選ぶべきかを内務大臣に申上げた、道路は完成してゐる、河川の工事はない又耕地整理もなければ溜池や用排水工事も施行する必要のない小都會では、水道であるとか下水道の仕事を起すのが最も適切且つ有效のものと言つたが、明治二十何年以來から繼續して來た上下水道の補助

を此際打切ると言ふことは餘りにも無茶ではないか、内務省は要求したに違いないが、大藏省は多年の傳統的精神とでも言ふべきか、下水上水に對する補助はいつか打切らむと考へて居た、夫れを匡救事業費を縮少する九年度に於て打切るとは間違ひであると主張し、山本内相は夫れを要求したのであるが、ドーも財政の關係で已むを得なかつたと答へてゐる。原吉郎君から之に對して建議案を提出して決議されてゐる。

#### 上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建議

上下水道ノ設備ハ市民ノ保健衛生上ハ勿論火災消防上將又產業振興上最緊要タルハ言ヲ俟タス然ルニ全國百有餘都市中未タ之ヲ有セサルモノ上水道ニ在リテハ二十餘都市下水道ニ在リテハ八十餘都市ヲ算シ都市ニ準スル町村ニ至リテハ之カ施設ヲ見ルモノ極メチ歎ク何レモ財源枯渇ノ爲容易ニ實行ヲ見ル能ハサリシ所ナルモ僅ニ其ノ財源ヲ國庫及地方補助ニ仰キ之カ計畫ヲ樹立シ之ヲ實施セムトスルノ機運ニ際會セリ然ルニ政府ハ來年度豫算ニ於テ是等事業ニ對スル新規補助費ヲ計上セラレレスクテハ多年其ノ急要ヲ感シツツモ財政困難ノ故ヲ以テ急速ニ實施シ能ハサリシ都市町村

ニ在リテハ一層之カ實行難ニ陷リ將來永ク其ノ機會ヲ得ル能ハサルニ至ルヘク強テ之ヲ實行セムトセハ財政上重大ナル危機ヲ胎胚シ延テ地方ノ發達ヲ阻止シ自治ノ破綻ヲ誘致スルノ虞ナシトセス依テ政府ハ從來ノ通本事業ニ對スル國庫補助ヲ存置シ將來之ヲ減額又ハ廢止セラレサラムコトヲ望ム

右決議ス

從來大藏省では上水道の經營には相當の收入も伴ふものであるから、衛生思想の發達した今日に於ては補助するの必要はない、唯だ下水道には收入が無いものであるから補助を繼續しても可いと、の考を持つてゐたのであるが、其の考察を一擲して上下水道の全部に對し政府の補助制度を廢止したのである、其の結果はドーなるであらうか、之れ迄上下水道を施設することの出來なかつた地方は、所謂貧弱町村であつて、之を施設しやうとしても財政の關係で出来なかつたのであるのに、今政府が補助制度を廢止することに依つて夫等の町村は愈々計畫するものが無くなつて、爲に國民の保健衛生上に及ぼす影響の甚大なことは顯著であらう、一面國民の保健更生の爲に相當の國費を授しなが

ら國民生活に一時も缺くことの出來ない上下水道の助成策を廢したことは、一文惜しみの百知らずの財政當局と評されても言葉は無からう。

之に就て想ひ出さるゝのは、上下水道を有する全國の市町村を會員として組織してゐる、水道協會の行動である、上下水道に對する國家助成策が放棄さるゝか、繼續さるゝか詰り彼等事業者の盛衰に關する秋であるのに、何等の靈

策を爲さず對岸の火災視してゐたことは、寛に惜しみても餘りあることである、或は自分達の上下水道には既に補助

を貰つたから、此後起工するものに援助する必要がないと爲すのか、夫れとも年額二百六七十萬圓位な端た金は餘り難有くないものと思つたのか、其の何れにしても水道協會

が重大問題に關し無關心であつたことは、同協會の存否を疑ひたいのである。

更に川崎君は質問を時局匡救事業費の繼續に振り向け、十年度以降に於て匡救事業全體は形の上では打切らるゝものと考へるが、矢張り後に殘る事業がある筈であるが、其

の金額夫れを如何に繼續執行して行くかと、筆者等の聞かむとするところを聞いたが、之に對し山本内相は、金額の數字は判らないが、匡救事業を廢止する代りに、毎年普通事業として執行して來た土木事業を執行すれば、餘程緩和さることと思ふと、夫れは／＼曖昧として捕捉することの出來ない答辯をして居るのには、筆者をして落膽せしめた。



福 田 市 福 田 市君が匡救事業は九年  
度で打切らるゝのであるが  
中小港灣で防波堤だけを築いた又港内の浚渫だけをした一部を埋立てた、或は良い田畑を潰して道路を造つたが、中途半途で打切られる、之を

内務省の唐澤土木局長はコ一答へた。匡救事業は三ヶ年計畫であるから當初工事を計畫する場合に方つては、三箇年



長 唐澤木局

に仕上げるものと計畫せよ  
と指示して着手したので  
あるが、九年度豫算は減額  
さるものと豫期したもの  
、是れ程澤山に減るとは思  
はなかつた、従つて減額された豫算を執行するやうに爲れ  
ば、御意見のやうな事業が殘ることを豫想するに難くはな  
いものであるが、自分達の考としては、夫等に對しては何  
處までも遂行して完成せしめたいと考へて居る、尤も農村  
振興或は時局匡救の土木事業が始まる以前に於ても相當の  
土木事業を執行して來たのであつて、假令時局匡救或は農  
村振興と言ふやうな、大きな旗幟の下に土木事業を執行す  
ることが無くなつても、土木事業其の物としての土木事業  
費を相當計上して貰いたいと、考へてゐる、或は又更に時  
局匡救の土木事業を繼續する、或は又他の名目の下に繼續  
するにしても、現に手を附けて居る工事を完成せしめたい  
と、例の調子で囁んで含んだやうな答辯をした。

富田君は、大藏省が歳出を八ヶ間敷言つて豫算を減するのは、公債の發行が如何にも膨脹する日本銀行に引受けさ  
しても、夫れが後に市中銀行の預金と衝突する、普通銀行  
から日本銀行へ預ける預金の額が能く平均して行けば可い  
が、行かない場合には非常な紙幣の膨脹を招く、經濟界を  
攪亂する處がある。所謂「インフレーション」の結果物價  
が騰貴するから八ヶ間敷言ふのである、内務省の中にも相  
當な色々の會の金などで、數千萬圓の公債を引受ける餘裕  
もある、現在團體が持つてゐる公債を賣拂つて、新規公債  
を買はしめても差支ないから、内務省自ら財源を提供して  
金を作つて事業を繼續して呉れと希望してゐる。

兎も角議會の空氣は事業の打切りを絶対に反對であるこ  
とが判つた、併し藏相の耳に達しないで、消費者内務省側  
に言ふのだから餘り效果はない、藏相に注意して貰ふこと  
が肝要であらう。夫れと同時に打切工事の事業費を調査し  
て、十年度では跡始末の豫算を編制することが必要であら  
う。



太田正孝君は、明年度豫算は國防費以外の關係に於て、農村助長策商工業對策乃至は社會政策に就て、政

府の經綸の表はれてゐない

ことを責め、財政の建直しをして必要な政策を實行することが急務である。夫れに就ては國の費用に無駄があつてはならぬ、唯だ纔に委員會の費用を減少してゐる位では、唯だ經費の節約に就て御茶を濁したと言ふ位なもので徹底して行はれてゐない、豫算概算の要求に方つて各省が通計して一萬人の人を使用する豫算を編制したとも言はれてゐるが、非常時は二人の仕事を一人でやつて行く決心を必要とするのに、内務省が時局匡救費を減らされたと言ふとき、

部内の役人が減ると言つて世間へ悲鳴をあげた、併し農村を救ふのが第一義であつて、役人に職を與へるのが目的でない、此様な考へでは行政整理は出來得るものでないと、改めてゐる。



太田民子君

を申上げたい。

農村疲弊の程度は、各地を必ずしも同一のものではないから匡救事業費を分配するに方つては、其の窮乏

成る程、時局匡救事業は役人の救濟ではない、事業費の減少に依つて農村救濟の目的を達することの出來ないのは、太田君の言葉を待つまでもない、夫ればかりではない役人も之に伴つて減少し、匡救事業の爲に救はれてゐた失業者が又失職するに至つて、昭和五年の末のやうに失業苦を見るに至るから、匡救事業を減少するなど言ふ聲である、君の意見を以てすれば農村救濟は救濟とし、失業救濟は別途に考へると言ふのであらうが、吾々の失業救濟を策するに方つては、農村救濟に依る役人の就職も考慮して計畫するのであつて、經濟事情は學者が一方的に論じてゐるやうな單純なものではない。内務省の言つた失職者増加云々は、職を失ふ人達の悲鳴ではあらうが内務省の悲鳴でないこと

の程度に應じて配當しなければ、少い金を更に不徹底に使用するから深い考慮を拂はれたいと、東北出身の田子一民君が八ヶ間敷主張した。之に對して山本内相は、九年度の事業は成るべく、八年度事業の後を繼いでやる積りであつて、其の配分も亦餘程考へてやる積りであると答へてゐる。匹田銘吉君も此分配を接するものが、政府委員は、土木事業豫算の振當に就て、東北地方には考慮を巡すと言つてゐるが、大臣も同じ意見であるかと念を押し、其の通りであると答へたのに満足してゐたが、尙東北の連中は之を氣にして東北の窮乏を訴へて分配の多きを要求して已まない。

林平馬君は、地租法の改正法律案の提出者として縷々農村の窮状を訴へ、福島公會堂で開かれた全縣農民代表者大會の狀況を述べ、其の決議が(1)時局匡救各種土木事業費及各種農村救濟施設

費ノ増額ト復活トヲ期ス(2)東北地方ニ對シテハ氣候風土民力其他ノ事情ヲ考慮シ以テ前記各事業費ノ配當ヲ特ニ高率ニセムコトヲ期ス(3)東北地方ニ對シテモ庞大ナル軍事豫算ノ恩惠ニ均霑セシムルヤウ適當ノ施設アラムコトヲ期ス。と言ふのであつて、以ていかに東北の農民苦が深刻であるかを知ることが出来ると言つて、東北重視を要求した。



小川郷太郎君

關西出身の小川郷太郎君

分子である軍事豫算の恩恵に浴することも極めて妙いから、同地方に對する匡救事業費等の配當額を相當考慮せられたいと力説した。併し關西出身の代議士の多くが、議場に於ては立派なことを言ひながら、内務や農林の兩省へ陰に運動して、選舉地盤の事業に成るべく澤山な補助が廻つて來るやうに運動してゐると言はれてゐる、代議士商賣も

なか／＼六ヶ敷ものだ、コンナ連中の陳情を却けて、夫れを東北地方に増加配當してやる方が、眞に公平な措置であらう。

時局匡救事業費を成るべく澤山配當して呉れと言ふ地方は、雪の多い國であつて八年度事業も年度内に完成するか懸念されてゐる位だ、一方には多く呉れ他方には繰越しを認めると言ふのも理論上矛盾があるやうである、豫算分科會で佐藤與一君が之に就て質問した。

雪の多い府縣に於ける匡救事業でも、内務省は年度内に完成せよと言ふから、地方では雪を搔き除けて工事をやつてゐるが、除雪の作業にも相當金が要るのであるから、此遣り方は非常に不經濟である、雪國地方に對しては特例を認めて、降雪の爲に出來なかつた工事は九年度に繰越す途を得ないことであるから繰越すの外ないと答辯した。

風見章君は此頃起る土木疑獄事件が多く爲つた、夫れは檢察當



見 風 章

局の綱紀が非常に緊張して、大に社會惡を摘發しやうとする結果であるか、夫れとも事件其のものが大體多くなつたのか、と司法文

部内務の三大臣に所見を聞いた。

小山法相は、近來起る疑獄事件は、檢事當局が夫れを狙つて檢舉したと言ふ譯でもない、又檢察當局が疑獄事件のみを許いたと言ふのではない、發覺の原因は色々あるが、密告もあれば告發があるので、原因を言ふのは困難であると答へた、實際土木疑獄が此頃のやうに多くなつたことは頗る遺憾事である。

官界の不正是土木にあるものゝ如く言はれるのは頗る遺憾である。併し筆者は夫れに同情するに資でない、夫れと言ふのは現場に於て工事を擔任する請負人と、之を監督する役人などが、俺は監督ぢやと言つて、喧嘩をして居ては碌な仕事も出來なければ、仕事の進捗を圖ることも出來な

い、矢張りそこは援助もして遣り指導もせなければならぬ、互に協力することを要するのであるが、そうなると其處に人間として情が起つて来る、夫れに又無下に言はれない府縣會議員の策動も手傳つて、斷るに断はれない場合もあるらしい、併し府縣會議員の爲に自ら好んで踊る連中は格別だが夫れでなくとも遂に人情に絆されて犯罪を構成するところに落つるのである、併しそこに公職に在る者として、考慮せなければならぬ點があるのであるから、六ヶ敷

ことではあるが夫れを切抜けて、非難を艾除することが土木界革新の爲に肝要事である。

時局匡救事業を九年度で打切るから、十年度から形を變へて之を繼續して行くことは當然なことであるが、夫れと土木會議の決定した計畫とは何等かの因縁があるやうにも考へられるので、國民は此點を明確にしたかつたのであつたが、匹田鉄吉君が之を質して呉れた、内務省に土木會議が創設され、貴衆兩院議員や各省次官などを網羅して、治水の計畫又は道路の計畫を諮問され、夫れ々々に決議して



匹田 鉄吉

五箇年計畫は三億三千八百萬圓の國費を支出し道路の計畫は二十年計畫で七億七千六百萬圓の國費を支出す

ることに爲つてゐる、是は勿論十年以降のことであらうが、實行する積りであるか、と。

山本内相は、夫れは各府縣に於ける河川や道路を改良するに要する金を見積つた金高である、委員會では決議はした、で出來得るならば遣りたいと思ふのは勿論であるが、財政經濟や色々の事を考へて決定した高ではない、唯此河を斯くし此道路を此くすれば、此位の金は要ると言ふことを決定しただけで、之を以て内務省がドーすると言ふ程度には至つてゐない、と答辯した。

匹田君は農林大臣に論鋒を向け、農林豫算が大藏大臣に惨憺な査定を受けたのは、内務省のやうに一定の計畫が立つてゐないからである、農林も一定方針を立てゝ農村計畫

と言ふものを立てゝ進まなければ、十年度に於て内務省は土木會議の決議を片つ端から實行するのに、農林の方では、途切れ途切れの仕事をすることに爲つて、纏つた仕事が出来ないではないかと、農相を追及して追加豫算の提出を迫つた、農相は農村計畫樹立の必要を認めるが今は調査中であると、折角親切に言つて呉れた激賞の言葉に遁げを打つてゐる。

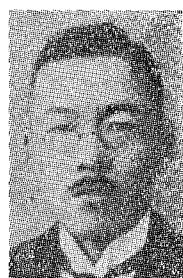
土木會議の決定した問題に就ては、福井甚三君外三名提出の建議案として表はれてゐる。

#### 道路改良ニ關スル建議

惟フニ一國ノ產業ヲ開發シ國民ノ福利ヲ増進スルノ途固ヨリ多々アルヘシト雖各種交通機關ノ整理ニ俟ツヤ頗ル大ナルモノアリ就中最普遍的ニシテ且主要ノ交通機關タル道路ノ改良普及ト之カ全國的道路網ノ統一整備ヲ圖ルハ我國現下ノ國策中最重要ナル方策ナリトス、道路改良計畫ニ關シテハ曩ニ大正八年道路法施行以來政府當局ハ銳意國道ノ改修計劃ヲ進メ地方亦府縣道以下各道路施設ノ充實改善ニ努力シ其ノ進歩改良ノ跡見ルヘキモノアリト雖之ヲ歐米先進國ノ夫レニ比セムカ尙未タ不備不

完全ニシテ殆ト言フニ足ラサルノ實情ニ在リ、加フルニ近時急激ニ普及發達セル自動車ノ機能ヲ十分ニ發揚セシメ以テ產業ノ進興ニ、觀光ニ、軍事上ニ資スル上ニ於テモ緊切ナルモノアリ依テ政府ハ曩ニ樹立シタル道路計畫ヲ改定シ、更ニ國道路線ノ範囲ヲ擴張シ之ヲ都鄙ニ通シ其ノ施設ヲ改善スルコト、シ必ス所定ノ年度内ニ其ノ事業ノ完成ヲ圖ルヘク速ニ國道改良計畫ヲ實行セラレムコトヲ望ム

右建議ス



福井 甚三君

提出者の福井君は提案理由を説明し、道路が社會生活上的重要性を帶びて来て、産業上觀光上將軍事上に重要な使命を有することは言ふ迄もない、特に時局匡救事業が九年度限り打切られ、且つ其の豫算が僅少であるのに鑑ると、之が爲に地方に影響するところが尠くない、失業問題或は交通連絡或は財政に影響するものであるから、十年度から此道路計畫を完全に立てるとな否とは、非常に重大な關係を持つのである、從

來に於ても道路の改良に關しては相當計畫されたが、從來のものは其の府縣府縣を單位として、他の連絡に餘り重きを置かなかつた嫌がある、又近時發達した自動車は此後も益發達するものであるから、之に對應するやうに道路計畫を進め、財政上の關係からして、路面は全部鋪裝することにしなければ、道路交通の效用を擧ぐることは出來ない、固より之が爲には莫大な費用が要るが、繼續費として十年若是十五年間に執行すれば可いのである、併し時の財政、時の内閣に依つて一度決定したもの、十五年若は二十年に延長するやうでは、當初の計畫の目的に反すること、爲るから、決して左様な繰延を爲してはならぬ、と強い主張をして、更に京阪方面に於て、從來の政策に祟られ妙な道路が出來てゐることを引例して、政府の所見を求めてゐる。

之に對し勝田内務參與官は、土木會議の決定した計畫が福井君の所説と全然同一であつて、政府は右土木會議の決議を尊重して國家財政の許す限り計畫を實行したいと答辯したが、福井君は其の財源は、道路公債で支辯する積りか



勝田 與言官  
參 論  
協議してやる積りだが、大藏省が承認するかどうか明言することは出來ないと避けてゐる。

山本内相の答辯にしても、勝田參與官の口振りからしても、財政の許す範圍に於て、其の實現を期したいと言ふのであつて、何れも財政の關係を理由にして判然と答へないのは隔靴搔痒の感がある、成る程内相は財政には關係を持たないのであるから、確實な答辯をしないのは當然であるが、財源を必要とする此種の委員會には、必ず大藏當局の出席を求めて、夫れを徹底的に追及し、何等かの案を言明せしむることが必要である、常に其のことが缺けてゐるから、内務省が大藏當局に交渉する場合に於て、議會の空氣が反映しないで、大藏省獨自の考で豫算を査定するから、議會の希望を裏切つたやうな豫算が編制されるのであつて寔に憾かはしい極である。

福井君は尙も治水計畫に關する建議を提出した。

#### 治水計畫ニ關スル建議

治水ノ事業ハ關係地方ノ福祉ニ重大ナル關係ヲ有スルハ勿論國家ノ利害ニ影響スル所亦甚大ナリ即チ最近十箇年間ノ水害ニ依ル損害價格カ五億三千五百萬圓ト言フ莫大ナル額ニ達シ居ル所以ノモノハ畢竟未タ根本的治水計畫ノ確立セサルニ依ル故ニ政府ハ明治四十三年竝大正十年ノ臨時治水調査會ニ於テ決議セラレタル方針ニ基キ國ノ直轄事業トシテ改修スヘキ河川並現ニ改修工事ノ一部ニ着手シタル河川及各府縣ノ中小河川ニシテ緊急改修ヲ要スル河川等ニ付速ニ調査ヲ遂ケ今後十箇年乃至十五箇年ノ繼續事業トシテ根本的ノ計畫ヲ樹立シ之カ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム

#### 右建議ス

福井君は説明して、治水計畫の如何は直接地方の利害關係に影響する問題であつて、矢張り此種計畫に就ても、土木會議に於て審議されたのであるが、立法機關たる議會の權威を以て、治水計畫の根本策を決定したいのが、提案の骨子であることを述べ、我國の治水計畫は、明治四十三年と大正十年の臨時治水調査會で決議された方針に則つて執

行されて來てあるのはあるが、之も矢張り財政の都合を理由にして繰延べられるのが常態である、然るに最近十年間に於ける統計に依ると、水害に依る損失は一年五千萬圓を下らない状況であつて、毎年莫大な損失を見てゐる、従つて河川改修工事の爲に五分の公債を發行しても、改修の效果は克く夫れを償還して餘りあるのである。故に此計畫を維持して實行して貰ひたいと述べたに對し、勝田參與官は道路費財源に就て説明したと同じ答辯を繰返してゐる。

時局匡救土木事業に就ては豫算委員會に於て色々な質疑應答が繰返されたが、結局政友會を代表して太田正孝君が意見を述べ、九年度豫算に對しては不満の點が多くある、獨り農村問題ばかりでなく、商工業者の救濟問題やら不満の點はあるが、今日内外の状勢を見ると國防費に就て協賛するの必要があるので豫算案に賛成するのである、唯だ政府が此豫算を實行するに方つては、各分科會が決定した希望に鑑みて議院の意のある所を察知し、能く質問應答に現はれた議論を検察して議會の意思を尊重することを要し、

殊に非常時に於ては國民に恐慌不安の念を起さしめないや

うに、民心をして緊張せしめ、國民の精神を勇氣附け、精神作興を圖るのでなければ、百の政策も其の效果は期待出来ない、故に政府は此の如き方面にも注意して、豫算の實施に遺憾なきを期せよと言ふ條件付で賛成した。



元治郎君

民政黨は櫻井君が代表して、太田君と同じやうな意味を以て賛成し、唯だ公債發行に關する點と國防と財政の均衡を圖る點とに就て

豫算各分科に於ける希望條項  
第一分科希望條項（民政友會）

朝鮮ニ於ケル稅制改革ハ易メテ慎重ヲ期シ且ツ速ニ内地關係ノ圓滿ナル進捗ヲ期セラレンコトヲ望ム  
法律案ヲ提出スヘシ

第二分科希望條項（民政黨）

一、政府ハ速ニ對滿事務處理ニ關スル統一ノ方法ヲ講ジ日滿經濟關係ノ圓滿ナル進捗ヲ期セラレンコトヲ望ム

一、政府ハ滿洲國ト積極的交渉ヲ行ヒテ移民政策ヲ確立シ自衛移民ト普通移民トヲ併行セラレンコトヲ望ム

一、政府ハ通商障礙ノ除去ニ關シ最善ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ

望ム

第二分科希望條項（政友會）

内務省所管土木匡救事業ハ具ニ其實施狀況及ヒ將來ノ土木計畫ヲ勘案シテ其ノ善後處置ニ遺憾ナキヲ期シ特ニ東北地方離島及干水害等ニ依ル窮乏地方ニ對スル措置ニ付テハ深ク注意スヘシ  
尙北海道拓殖計畫ニ關シテハ速ニ調査會ヲ設置シ其ノ速進ヲ圖ルヘシ

第二分科希望條項（民政黨）

希望し、國民同盟を代表する栗原君が贊否を留保し、無所属の杉山君は、豫算案反対の意思を表明し、現内閣のやうに非常時救濟の事業として六億圓を支出すると言ひながら、夫れを支出せずして食言する如き、自ら言つたことを自ら裏切る如き内閣の立てた豫算には賛成することが出来ない、と言つて反対したに過ぎない、各派の希望條項は次の通りである。

一、近時頻々トシテ起レル教育界ノ不祥事ハ遺憾ニ堪ヘス政府ハ其ノ眞因ヲ探リテ対策ヲ樹テ速ニ廓清ノ實ヲ舉クヘシ

一、國民衛生ノ現狀ハ深憂ニ堪ヘス政府ハ速ニ醫療衛生ニ關ス

ル根本政策ヲ確立シ之レカ改善ノ實ヲ舉クヘシ

一、現行ノ北海道拓殖計畫ハ其ノ事業ノ內容及財源ニ於テ遺憾ノ點渺カラス依テ速ニ拓殖計畫調査會ヲ設ケ之カ改訂ノ途ヲ講スヘシ

### 第三分科希望條項（政友會）

低金利ノ徹底ヲ期シテ庶民金融機關ノ改善ヲ圖ルト俱ニ都市銀行ノ地方預金吸收ニ伴フ弊害ヲ是正スヘシ

### 第四分科希望條項（民政黨）

一、滿洲事件費ニ關シテハ速カニ其半年化ヲ講ズベシ  
一、海軍製艦費ノ喰當單價ニ關シテハ世上幾多ノ疑義アリ當局ハ艦船ノ製造ニ當リ最善ノ注意ヲ拂フベシ

### 第五分科希望條項（政友會）

一、中小商業ノ窮状打開ニツキ最善ヲ盡スベシ

一、肥料對策ノ確立ハ現下ノ急務ナリ之ガ需給ノ圓滑ト價格ノ統制ニツキ速ニ其ノ方策ヲ講スヘシ

### 第五分科希望條項（民政黨）

一、農村並ニ中小商業ノ振興ニ關スル根本政策ヲ確立スヘシ

### 第六分科希望條項（政友會）

一、鐵道省自動車ノ經營ハ民間事業トノ關係ヲ考慮シ、國家企

業ノ本旨ニ悖ラザルコトヲ期スベシ

### 第六分科希望條項（民政黨）

一、現内閣ノ鐵道建設計畫ハ豫定線ヲ輕視シ敷設法ノ存在ヲ無意義ナラシム依テ將來一貫セル建設方針ヲ確立シ國有鐵道本來ノ目的ニ適合セシメシコトヲ望ム

一、省營自動車線ノ開設ニ際シテハ民間營業者ニ對スル壓迫ヲ避ケ且ツ補償ヲ充分ナラシム様特別ノ考慮ヲ拂ハシコトヲ豫算總會ニ於ケル希望條項（民政黨）

一、政府ハ本豫算ノ實行ニ伴フ公債ノ發行ニ關シテハ深甚ナル注意ヲ拂ヒ金融界及一般財界ニ恐ルヘキ惡影響ヲ及ボサザル様最善ノ努力ヲ爲スベシ

二、政府ハ本豫算ノ實行ガ軍需工業並ニ之ニ關聯スル工業ト農業中小工商業トノ間ニ甚シキ不均等ノ影響ヲ及ボス虞アルニ鑑ミ適切ナル對策ヲ講ジ萬遺憾ナキヲ期スベシ

三、政府ハ外交工作ニ依リ軍備ノ競爭ヲ避タルト共ニ產業特農村並ニ中小商業ニ對スル根本政策ヲ確立スベシ

本會議まで意見を留保した國同の小山谷藏君は、豫算案



君 谷 藏 小 山

全部の否決を主張し、其の理由として、政府には確乎不動の精神なく何等の指導原理もない、右顧左盼唯だ時局の重壓に依る各省の要求する豫算を混々羅列した豫算であつて、現内閣に非常時擔當の能力がないからであると言ひ、進歩發展の途上にある國家の豫算は増額すべきは當然の運命であるのに徒に舊式理論に囚はれ財政收支の均衡を事とし、唯だ歳計の膨脹を抑止せむが爲に、之を積極的には國家の進運を阻止し、之を消極的には國民生活を脅威する等、幾多重要な施設を犠牲にしたのみならず、其の結果政治上社會上恐るべき危険を包藏してゐて、憂慮に堪へないから反対するのであると述べ、農村救濟の土木事業にしても國民は政府の公約に信頼して、假令夫れが繼續費でないにしても、道路港灣河川の改修を計畫、今や其の進行の中途にあるとき、突如として公約を破り、或は半額或は三分の一甚しき

は五分一の補助をする如きは、折角立てた豫定計畫は畫餅に歸し尻切蜻蛉と爲つて、事業は中途に終り多大の損害を蒙るものが尠くない、此くして農村救濟は農村窮乏の原因と爲つて累を後代に貽すものであると、農村の爲めに氣を吐き、農村の救濟と負擔均衡を圖るが爲め、過般提示した地方財政補助の爲に、一億五千萬圓を農村に交付する案に無關心である不都合を述べた。大口喜六君も豫算に統一された根本國策のないことを難し、軍事費やら匪救費の減少に依る影響を論じ本豫算と五・一五事件の關係に及んで、犬養首相の最後を嘆じた、中村繼男君も亦豫算に國策の表はれの無いことや、財政々策に所見を異にする點等を述べ豫算案に反対の意を表し、杉山元治郎君も反対の意見を表示したが、遂に昭和九年度豫算は委員長報告通り可決された。

ある、此は矢張り政黨と言ふものにも政策に就て徹底的研究が行はれてゐる證據である。若しそうでなければ與黨諸君の爲したる演説は、景氣を煽る手段であると言はれても辯解の辭は無からう。床次さんが言つたやうに、政黨自身が相改めなければ何年経つても政黨を禮讃するものは來ない、現内閣も此議會で國民から信任を失ふに至つて總辭職は時日の問題と言はれてゐるが、政權は政黨の何れにも廻らないことは確實である、四五年間政權より離れて、國民の實生活に胚胎した政見を樹立して、更に政權を獲得することが政黨を更生し政界を明かるくする所以であらう。

時局匡救土木事業費を著しく減額したことは、地方民をして失望せしむること必定であるから、地方財政をいやが上に壓迫すると言ふ非難を受けることも亦當然であるのに、大正年代から細々ながらも支出してゐた道路改良費に対する國庫補助金の交付を九年度に於て廢止した、是に對しては相當非難の種を躊躇つて思つてゐたら豫算分科會で、宮崎一君が之を探し出して質問するに至つた、救農道



宮 城  
一 輪 橋工事を完成し、夫れ  
に對して政府から補助する  
君 途があるのに、政府が補助  
を出さないので、府縣が立

替へてゐる金があるそうだが夫れは幾何に達してゐるか、唐澤土木局長は、夫れに對して地方が國から補助が載けるだらうと豫想してゐる金額は三千六百萬圓位はあると答へ、たに對して地方が豫想してゐると言ふことは約束しない、言はゞ法律上の責任がないと言ふ意味かと再び質し、夫れに對し局長は、國道其の他重要道路を改良するに方つては、道路法に補助する規定がある、併し豫算がなければ補助することが出來ないのであるが、一方道路行政の監督上からして、國道又は重要府縣道の改良に就ては認可する制度である、夫れは事務的の監督の見地で認可するのであらが、其の工事に就て補助を豫定してゐる場合には、從前に於ては豫算があれば其の一部に就て補助もした、夫れは

現在の實際である、假に血も涙もない冷靜な法律論からすれば、國庫は地方團體に對して補助する責任はないのである、併しながら此事業を執行したならば補助を貰へるだらうと豫期してゐるものがある、又豫期するのが常識かも知れない、従つて假令法上の責任はないにしても、地方財政に重大な關係を持つてゐるから、成るべく地方の期待に副ふやうに僅な金の中から補助をして來たのである。補助金は尠いのに工事は進む事情で、巨額な金額を見るに至つたのであつて、九年度に於ても成るべく支出したいと畫策もしたのであつたが、國家財政と言ふ國政全般の大きな見地から、補助金を計上するに至らなかつたと實情を答辯したが、更に政務次官に向つて匡救事業費の追加豫算と、此補助とを追加豫算として提出する積りはないかと質せば、齋藤政務次官はまだ考へてゐないが、假令本年度で解決することが出來ないにしても、近き將來に於ては大英斷を以て根本的に解決せなければならぬと答辯した、併し宮崎君は夫れに納得せずに山本内相に更に答辯を要求するが、山本

内相は救農工事のことを言つたり、縣と約束したことはないと言ひ道徳的債務でもないと言つて要領を得ないことばかりを言ふので、宮崎君は大に力むで大臣は解つて居て態と其の様な答辯をするのか、夫れとも判つてゐないのかと大に追及するがドーしても判らない、政府が補助すると言つて道路工事を執行せしめ、補助は法律上約束した譯でないから勝手にしろ、と政府が言ふのなら政府は國民を騙したことにして爲る、内務大臣は夫れでも可いと思ふのかと追及すれば、山本内相益々論鋒を他に持つて行くので質問に對する答辯を得るに至らなかつた。

法律上の問題としては唐澤土木局長答辯のやうであるにしても、兎も角府縣が補助あるものと豫期して、其の補助を公債の償還財源に充て、工事を完成せしめたのは事實であつて、其の補助の無い爲に地方財政を窮乏せしめてゐるのも事實である、従つて之に對して相當緩和の方法を講じてやらうとするのは、當然であつて、政治家が之を咎めるのは無理もない、聞くところに依れば内務省としては豫

算編制の最後まで復活を要求した想であるが、大藏當局は形式論としては法律上の無責任を主張し、若し借金的補助を認むるとすれば、例の赤字公債に依ることが出来ないの

で、遂に此豫算を否認するに至つたと言はれてゐる、法律

論は暫く措くとしても、政治的に支出を要するものも、政府自ら之を否認するに於ては、地方も亦國庫納付金を納めない結果を生ずるかも知らない、此場合に於て政府は府縣に對し滞納處分も出來得ないであらう、結局歲入の缺陷を見るの外ないのであるが、政府が僅少な支出を吝むが爲に國庫納付金不納の思想を誘發せしむることは、重大な問題であつて爲政者の心すべきところであらう。

此問題に關聯して起つたのは、河川改修費の一部を府縣が負擔して既に國庫に納付した、夫れに政府は其の後に至つて工事費總額を減じた、此場合に於ては政府は地方の納付した金を返還するのか、と四田君が質した、之に對し唐澤局長は將來の國及地方に於て負擔すべきものは、總額減少の割合に依つて差引くのであるが、既に支出したものに

就ては其の儘にしてあるが、各河川に就て調べた上で答辯すると述べたが、政府は取るものは取るが地方に返還すべきものを返さないやうな氣もする。

豫算分科會に報償契約の問題が論議された、夫れは函館市が函館水電會社の架空電線路架設の爲に道路の空間占用料を徵收したのに對し、北海道廳長官は電線路の占用は電柱の占用に包含してゐるのであるから、電柱の占用料を徵收しながら電線路の占用に就て料金を徵收するのは、重複して占用料を徵收するのであるから違法であるとし、徵收停止の命令を發した、唯だ之を市が徵收するに至つたのは市と會社との間に報償契約があつて、其の期間満了前市が契約條項に従ひ軌道の買収を申込んだに對し、會社は報償契約は無効のものであるとして買収の申込を拒絕したことに端を發してゐる、市に言はしむると無効のものであれば、市は道路法の規定するところに依つて措置するの外はないと言ふので料金の徵收を計畫したのである、委員會に於ては區々の論議が戰はされたのではあるが、是に就ては

色々の事情も存在してゐるらしいので、夫れを紹介しても餘り路政の参考ともならないから、筆者の見解を錄することにしやう。

報償契約が法律上兎角の論議を受けながら事實上存在する所以は右契約が社會的に又經濟的に特別の意義を有するからである。蓋し電氣瓦斯等の事業が其の事業又は事業經營の性質上からして公物を使用せなければならぬものであるのみならず、電氣又は瓦斯が日常生活に缺くべからざるものであるから、其の事業の經營如何が直接消費者の生活に反映するが故に、事業の性質上からして純營利事業として許容すべきものではない、即ち消費團體たる公共團體が經營すべき性質を有するのである。然るに多くの公共團體は是等事業を經營する能力がないから遂に民營に移したものである、此場合に於て消費團體が民營資本家の爲すが儘に支配されるときは生活の脅威を受くるに至つたから何等かの手段に依つて事業經營に干渉して事業本來の經營に引戻さむとするのは當然の要求であつて此要求を満足せしむ

るが爲に報償契約なるものが創設せらるゝに至つたのである。

要約すると報償契約は消費團體たる市町村の住民が其の代表者を通じて生活上必需品の供給事業に對し公益保持の見地からして事業の經營に一定の制限を加へむとする手段に外ならないのであるからは等事業に對する公營化の實現さるる迄は存續すべき制度であると言はねばならぬ。

然るに報償契約の法律上の性質に關しては學者間に於て異論の存するところであつて歸一する所を知らないのであるが、今主なる學說を見ると、(イ)私法上の契約なりとする說、(ロ)公法上の法律行爲なりとする說、(ハ)公法上の單獨行爲なりとする說、(ニ)當事者の意思に依り公私法上の契約を決定せむとする說、(ホ)公私混合契約說、(ヘ)公法性を有する附合契約の一説となす說を擧ぐることが出来るが、報償契約の性質を斷定するに方つては其の契約の内容である事項を審にすることの必要なことは固より當然である、然るに各市に於て締結してゐる契約の内容は必ずし

も同一ではない、故に抽象的に斷定することは不可能であるが、今報償契約の常態として定めらるる事項、即ち公共團體は(1)其の管理に屬する公物を會社に使用せしむること(2)公共團體は同一事業を經營せざること(3)會社に對し課稅せざることを約し、會社は(1)事業より生ずる利益を納付すること(2)利益の決定又は利益配當に付ては市の承認を得ること(3)公共團體の要求あるとき買收に應ずること等を約するものに付て判断するに、公共團體と會社相互の義務に屬する給付を獨立したる給付と觀察し或ものは公法關係とし或ものは私法關係なりと斷定するやうである。併し是等は報償契約の單獨性を閑却するの議論であつて當事者の意思に合致するものでないことは勿論事實を誤解した説と言はねばならぬ、蓋し是等の事項が互に相關聯して一個の法律行為を組織するものと見るのが事實に合致するからである。

東京瓦斯會社對東京市との間に争はれた報償契約無効確認の訴に於て第一審第二審とも報償契約中には公私法の事項を契約し有效無効を確認することは公法上の問題であると

して棄却の判決を與へたのに對し大審院に於ては差戻しの判決を爲したるは蓋し當然のことである、従つて(ニ)以下の諸説は採るべきではない、結局公私何れに屬するや又は契約なるや、單獨行爲なるやの議論を解決すれば足るのである。然るに公物の使用を許可し又は公共團體の事業公營権を放棄し課稅權の放棄を特約するが如きは何れも公共團體に關する法制の許容せざるところであるから夫れが公私何れの法律關係を持つにせよ何れも違法なること明かであるから法律上に於ては違法行爲なりと斷定せざるを得ない。然るに報償契約の效力を是認する規定があることを理由として有效論を主張する者があるが夫れは契約の内容に依つて判断するの外ないのである。然らば道路法施行前に締結せられた報償契約は道路法の施行に依つて如何なる影響を受けたかを検するの必要があるが衆議院に於ける道路法の審議に方つて既に存する契約は何等の影響を受けないが道路法の施行に依つて此種契約の締結は妥當ではないと答辯してゐるから政府の方針とし

ては此説に従ふの外がない。尙政府は東京市の同出に對し道路法制定當時存する報償契約は特別の事由なき限り道路法第六十七條但書の規定に依つて失效せしむるのは妥當でない旨を回答し尙將來道路の占用處分に此種の負擔を附するは然るべからざる旨を回答してゐるから政府の方針が那邊にあるかを知ることが出来るであらう。

報償契約の問題は以上述ぶるやうであるが、函館市對水電會社の係争問題の解決の要點は報償契約の有效無効ではなくして電柱建設の爲にする道路の占用に伴ひ電線路の道占用を當然包含するものであるか否や、換言すれば北海道廳長官の主張するやうに電線の空間占用は電柱に關する占用許可に包含するものであるか否やを解決すれば足る問題なのである。

道路の空間占用が道路の占用なるや否に關しては土地の所有權の效果の及ぶ範圍如何の問題と同一に議論の存するところであるが、道路は土地を以て構成するが故に土地に關する一般論に依つて判断せなければならぬ、通説に依る

ときは所有權は地下地軸に至り地上無限の空間に至るものではなくして人の使用し得る範圍に限定さるべきものとするのである。從て電線を架設する範圍の使用は土地の使用―道路の使用―道路の占用と解せなければならぬ、電氣事業法第九條が電氣事業者に對し必要あるときは現在の使用方法を妨げざる限度に於て他人の地上の空間若は地中に電線路を施設し得べき權能を認めたのは即ち一面よりすれば土地所有權の制限であつて他面よりすれば土地の使用と目したるに外ならないのである、固より此規定は公共物に對し適用ないのであるが、電線路の爲にする土地使用の一般論を窺知することが出來得やう。故に道路上空に電線路を施設するときは道路の占用と爲ること明である。電柱と電線路とは假令密接不離の關係がありとしても本來同一のものではない、此ことは電氣事業法に於て支持物と電線路とを區別し規定することに徵して明かである、若し別個の物件を同一視するものとするときは法の特別規定を必要とするに不拘電氣事業法が寧ろ反対の規定を設けたに徵しても

明白である、従つて道路上空に電線路を施設することは道路の占用なること疑がない、従て其の占用料を徴収することは法の許容する所であるが、占用料の徵否又は占用料額は占用物件の性質又は其の物件の効用等に判断して妥當なることを要するのであるから若し夫等の要件を缺くるものある場合に於ては行政監督の手段に依つて匡正するの外ないのであらう。

次は日満間の交通路に就て論議された、佐藤與一君は日本首都東京と、満州國の



佐藤 與一

首都新京とを結び付くる航  
路並に道路又は航空路等を

#### 關門隧道促進ノ件

關門北九州六市ノ位置ハ本土九州朝鮮臺灣及滿州ノ連絡地點ニシテ我國交通ノ要衝ナリ又地形上我國產業上國防上最重要ナル地點ナルヲ以テ直ニ之等ノ見地ヨリ關門北九州ノ中樞小倉市ニ重點ヲ置キ關門連絡ノ施設ヲ速ニ實現セラレタシ

が、新京と東京とを結ぶる最も短い距離は、新京より新潟を経て東京へ至る道路である、現内閣に於ては日満兩國を連絡する道路政策に就て如何なる対策を有するかと質した。

計ヲ終了シ着工スル運ニ進行シタルモ財政上等之ヲ中止セラレ

之に對し山本内相は、新京から羅津を經まして東京へ参るのに、航路を何處に定めたら可いかは色々の説があつて候補の港灣は十二位ある筈であつて、其の中何處の港湾が最も適當であるかは異論もあろうけれども、候補港湾の内には國庫から相當補助して改良した港湾も勘くない、従つて何れを探るかは餘程考慮せなければならぬが、當分の間は何處の港湾と決定せずに自然の進歩を見てから決定したい。従つて其の港湾が決定した暁に於て道路を決定したいと答辯した、至極尤もな意見であらう。

タリト開ク又其ノ後關門架橋ノ議起リシモ軍事上ノ關係ニテ是亦中止セラレタル趣ノ所關門ニ於ケル交通運輸ノ實況ハ上述ノ如ク日々繁劇ヲ加ヘ今ヤ之ヲ看過シ能ハサルニ至リタルヲ以テ目下再ヒ關門ノ連絡設備ニ付調査ニ着手セラレタル趣仄聞致シタルカ本市ハ該調査ノ一日モ速ニ終了シテ其ノ實現センコトヲ期ス

關門國道の連絡に就ては、昭和七年內務省で調査費豫算を編制し爾來調査中であると聞いてゐる、モ一二箇年を経過してゐるから相當調査も進捗したことゝ考へらるゝのであるが、架橋とも隧道ともまだ發表しない、架橋方法を探るゝとすれば陸海軍方面で反対さるゝから夫れを遠慮して發表しないのかとも人をして疑はしむる、併し技術上最も經濟的な方法に依つて兩者の何れかに決定し、徒に軍部の鼻息を窺ふの必要はない、之を天下に公表して其の是非を問ふことをが、連絡施設の促進を図る所以であらう、當局の一考と煩したいものだ。

### 軌道飛行機の新發明

陸には自動車、空には飛行機が行き交ふ世の中となつて人間社會は急テンボで快走力の交通機關が具備せらるゝこととなつた、其處置きざりにせらるゝ恐れがあるのは路面電車と汽車鐵道事業である、各地で電車や汽車が經營難に陥つて居るのは無理ではない、處がブルマン會社でスタウト機械製作所研究所に注文して一時間に七十哩を走行する軌道飛行機を製作したとのニュースを新聞は報じて居る。

其記事によるとデトロイトとデルタ間百五十四哩の距離で試運轉したが一時間七十哩と云ふスピードで其成績は満點であつた、此の軌道飛行機はプロペラは備へてあるが空中に浮揚しない矢張り軌道に接觸して走るのである故に水中に游才する魚と云ふよりは水底を歩く龜と云ふ方の感じがする、又激しい振動を防ぐ爲めに思ふ存分にゴムが使つてある、輕體量構造として大體飛行機と同じ要領で其重量は鐵道車輛の十分の一に當ることである、此新發明交通機關が實用化せられたなら眞に交通界の革命であらう。